令和８年１１月２日

各　　位

日本大学薬学部後援会
会　長　　伊　藤　　崇

日本大学薬学部後援会入会について（お願い）

この度は，皆様の御子様が日本大学薬学部入学者選抜に合格されましたことを心からお祝い申し上げます。

日本大学薬学部後援会は，入学されました御子様の保護者様を会員とした組織で，大きな希望のもとに入学した学生が，より充実した学園生活を送ることができるようにと願って発足いたしました。日本大学薬学部の企画する教育・研究，その他の施策の具体化推進に協力し，会員相互の親睦を図り，薬学部の発展に寄与することを目的としております。

御子様の学生生活を実り多くするために，保護者の皆様と大学との連絡を密にし，国家試験対策，就職指導への支援，オリエンテーション，スポーツ大会等に対する補助の他，以下に挙げる事業を行っております。

何とぞ，この趣旨に御賛同いただき，御入会くださるようお願い申し上げます。

なお，会費納入については，後援会会則に基づき，薬学部会計課に事務を委託しております。学費と同時に納入していただきたく，重ねてお願い申し上げます。

後 援 会 事 業 （主なもの）

1　環境整備（構内緑地・施設設備の維持管理等)に対する補助活動
2　図書（学生閲覧用参考図書等）購入に対する補助活動
3　国家試験対策（特別講座・模擬試験等）に対する補助活動
4　就職指導（講演会・支援講座等）に対する補助活動
5　薬学実務実習（病院・薬局実習）への補助活動
6　学生の福利厚生（健康診断等）に対する補助活動
7　卒業研究研修旅行に対する補助活動
8　サークル活動に対する補助活動
9　スポーツ大会及び日本大学体育大会参加への補助活動
10　学部祭（桜薬祭）への補助活動

以　　上

日 本 大 学 薬 学 部 後 援 会 会 則

昭和63年8月21日制定	平成21年6月13日改正
昭和63年4月 1 日施行	平成21年6月13日施行
平成 4 年7月 4 日改正	平成30年5月19日改正
平成 4 年7月 4 日施行	平成30年4月 1 日施行
平成13年6月16日改正	令和 3 年5月22日改正
平成13年4月 1 日施行	令和 3 年4月 1 日施行
平成15年6月14日改正	令和 8 年5月16日改正
平成15年4月 1 日施行	令和 8 年4月 1 日施行

第１章　　総　　則

第１条　本会は，日本大学薬学部後援会と称し，事務所を日本大学薬学部（以下「本学部」という）内に置く。

第２条　本会は，本学部が企画する教育・研究その他の施策の具体化推進に協力し，会員相互の親睦を図り，もって本学部の発展に寄与することを目的とする。

第３条　本会の会員は，本学部及び日本大学大学院薬学研究科（以下「本大学院」という）に在学する学生の保護者又はこれに代わる者とする。

第４条　会員は，その子が本学部及び本大学院の学生としての身分がなくなったときに，その資格を失う。

第５条　本会の事業年度は，毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

第２章　　役　　員

第６条　本会の事業を行うために，次の役員を置く。

① 会　長　　１名
② 副会長　　２名
③ 委　員　　若干名
④ 会計監査　　２名

２　学部長を名誉会長とする。

第７条　役員の職務は，次のとおりとする。

① 名誉会長は，会長の諮問に応じ，本会の目的達成に協力する。
② 会長は，本会の会務を総理し，総会の議長を司る。
③ 副会長は，会長を補佐し，会長に事故あるときは，その職務を代行する。
④ 委員は，役員会の議を経た職務を執行する。
⑤ 会計監査は，会計を監査する。

第８条　役員の選出は，次のとおりとする。

① 会長は，学部長が会員のうちから選任する。
② 副会長及び委員は，会長が会員及び本学部専任教職員のうちから選任し，総会の承認を得るものとする。
③ 会計監査は，会長が会員のうちから選任し，総会の承認を得るものとする。

第９条　役員の任期は１年とする。ただし，再任を妨げない。

２　役員は，前項にかかわらず，次期総会までその職務を執行する。

第３章　　事　　業

第１０条　本会の目的を達成するために，次の事業を行う。

① 教育及び研究の補助協力
② その他必要な事業

第１１条　会長は，本会の事業を推進するため，総会を年１回招集する。ただし，役員会をもって総会に代えることができる。

２　役員会は，随時行う。

３　総会の議事は，出席者の過半数をもって議決する。ただし，可否同数のときは，議長が決する。

第１２条　本会に係る通知等運営業務は，本学部庶務課に委託する。

第４章　　会　　計

第１３条　本会の経費は，会費及び寄付金をもって支弁する。

２　会費の代理徴収等の業務は，本学部会計課に委託する。

第１４条　会費は，年額40,000円とする。

第１５条　本会の予算及び決算は，総会の承認を得なければならない。

附　　則

１　この会則は，令和８年４月１日から施行する。

２　この会則を改正するときは，総会の承認を得なければならない。